

摂津市議会

# 総務常任委員会記録

平成21年3月17日

議 会 事 務 局

# 目 次

総務常任委員会

3月17日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	3
委員会記録署名委員の指名 .....	3
議案第1号所管分、議案第10号所管分、議案第30号の審査 .....	3
質疑（山本善信委員、弘豊委員、川端福江委員）	
議案第5号の審査 .....	22
質疑（山本善信委員）	
議案第19号の審査 .....	26
質疑（三好義治委員、三宅秀明委員）	
議案第20号の審査 .....	29
質疑（三好義治委員）	
採決 .....	36
閉会の宣告 .....	36

## 総務常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成21年3月17日(火) 午前10時 開会  
午後 1時50分 閉会

### 1. 場所

大会議室

### 1. 出席委員

委員長 野口 博	副委員長 川端福江	委員 三好義治
委員 弘 豊	委員 山本善信	委員 三宅秀明

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	副市長 小野吉孝	
市長公室長 寺田正一	同室次長 有山 泉	同室参事 吉田和生
同室参事兼人権室長兼人権推進課長 藤原堅太郎		秘書課長 井口久和
同課参事 橋本英樹	人事課長 山本和憲	同課参事 石原幸一郎
政策推進課長 山口 猛	同課参事 小矢田博子	同課参事 北野人士
同課参事 工藤正巳	人権室人権推進課参事 林 彰彦	
人権室女性政策課長 牛渡長子		
総務部長 奥村良夫	同部次長兼総務防災課長 杉本正彦	
同部参事兼財政課長 宮部善隆	同部参事兼市民税課長 寺本敏彦	
総務防災課参事 小原幹雄	法制文書課長 奥 幸市	情報政策課長 東角泰典
市民税課参事 柳瀬順一	固定資産税課長 入倉修二	同課参事 中西利之
納税課長 布川 博	同課参事 高元讓二	工事検査室長 角田猛志
同室参事 亀尾 豊		
会計管理者 小寺芳政	会計室長 寺西義隆	
監査委員、選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 南野邦博		
同局次長 豊田拓夫		
消防長 石田喜好	消防本部次長兼消防署長 浜崎健児	
同本部参事兼総務課長 北居 一	同課参事 明原 修	予防課長 森 一男
警備第1課長 本山 勝	同課参事 熊野 誠	警備第2課長 樋上繁昭
同課参事 納屋浩二		

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局参事 池上 彰

### 1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成21年度摂津市一般会計予算所管分  
議案第10号 平成20年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分  
議案第30号 平成20年度摂津市一般会計補正予算(第5号)  
議案第 5号 平成21年度摂津市財産区財産特別会計予算

- 議案第19号 摂津市職員の厚生制度に関する条例及び一般職の職員の給与に関する  
条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第20号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○野口博委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会記録署名員は三宅委員を指名します。

これより先日に引き続き、議案第1号所管分、議案第10号所管分及び議案第30号の審査を行います。

質疑に入る前に、3月12日の本委員会での三宅委員の質疑に対する補足答弁を求めます。

市長公室長。

○寺田市長公室長 過日、3月12日における三宅委員のご質問のうち、平和事業における広島平和記念式典への派遣について、改めてご答弁を申し上げます。

本事業は、自治連合会、PTA協議会、民生児童委員会など、市内27団体が加盟していただいております「世界人権宣言摂津連絡会と協議の上、参加者を決定してまいりました。」

参加する式典は、本事業を取り組みました当時から広島に限定しており、これまで引き続き行ってきたところであります。

今回のご指摘のとおり、原爆投下の被災を受けましたのは広島と長崎であり、地方自治体であります本市としては、広島のみに参加することは適切でないと判断いたしますので、広島・長崎両市へ隔年交互に参加するなど、ご指摘の点を踏まえて対応させていただきます。熟慮が足りなかったことをおわび申し上げます。答弁に変えさせていただきます。

○野口博委員長 答弁が終わりました。引き続き、質問を続行いたします。

山本善信委員。

○山本善信委員 それでは、予算に関係

する質問を申し上げたいと思います。

当たり前の話でございますが、「入るを量りて出ざるを制する」ということが予算の大原則であります。

そこで、まず、固定資産税のことについてお尋ねいたしたいと思います。

現在の状況からして、非常に難しい状況ではあるかと思っておりますけれども、いわゆる南千里丘及び吹田操車場の跡地の開発がこれから進もうとしているわけでございますけれども、これが固定資産税等に与える影響額をどのように考えておられるのかということをお尋ねしたいと思っております。

一般会計の議案1号に関しましては、直接まだこのことは具体的に見えてきてないようなものかと思っておりますけれども、どういふふうにお考えかをお聞かせいただきたいと思っております。固定資産税とか、あるいは都市計画税とか、あるいはまた新たな開発によってマンションができて人口が増加する可能性が十分あるわけでございますが、それに対して市民税等がかなり以前のダイヘンのああいう工場用地のままの状態と比べまして、大きく変わってくるというふうに思っておりますけれども、その辺の税のあり方について、いろいろと現在の時点でわかる範囲で、できたら具体的な数字、本当に大まかな数字で結構ですが、そういった点についてどういふふうな影響額があるのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、市民税の個人の方であるわけですが、本市の安定した財源としては、先ほど申しました固定資産税の話と、それから市民税、特に個人の方の関係が大きいわけでございますけれども、この増収に対して現在、数字がそれぞれあがっているわけですが、その増収になるような努力を何か考えておられるのかどうか、

そういったことについての方向性を聞かせていただきたいと思います。

それから、税に関して予算概要の後の方の関係で、徴収率の話がございます。市税全体の徴収率が94.1パーセントということになっておりますけれども、今の時代の背景等から考えまして、この数字、徴収率、今年度の見込みを立てる上で、調定を決める上で、そういったことをちゃんと考えておられると思いますけれども、さらに悪くなる。しかも予算編成のときはまた急激に悪くなっているという状況から考えて、この徴収率に無理がないのかどうか、また、その理由がありましたら、その理由についてこの数字の根拠になるご説明をいただけたらというふうに思います。

それから、もう一つ税金に関して、いわゆる地方分権が進んで、権限移譲というのが行われてきております。そういった中で一般によく言われておりますことは、権限が移譲された割には、税源移譲が進んでないということで、ことしも幾らか数字があがっているわけですが、具体的に現在の時点でその税源移譲がどこまで進んでいるのかということですね。本来、本市で考えられるここまで進んでいいのではないかという数字と、それから現在、現実にこれぐらいしか当てにできないということと、その差があると思うんですけれども、その差について考えられる額等について、これも大まかな数字で結構でございますので、お示しいただきたいというふうに思います。

それから、あと選挙管理委員会に関する問題で、先日の質疑の中で三好委員からいろいろ衆議院選挙が近づいている。本市の議員の選挙も9月にあると。これはこれで最終的なご答弁がありましたので、それ以上、今、お尋ねするつもりは

もちろんないわけですが、その答弁の途中で、期日前投票についての話がありました。その期日前投票所を新設するといったことにつきまして、いわゆる投票区の統廃合、ということは、投票所の全市的にどの部分にどうかということで、見直すというような話もあわせて総合的に考えていくということは、これは三宅委員からのご質問であったかと思っておりますけれども、その投票所の統廃合は、結局、そういったことと、それから期日前投票所の新設等のかかわりの中で総合的に考えるということをおっしゃってたわけですが、現在の方向として、何を具体的にどういうふうに考えようとするのかということですね。自宅の最寄りに近いところに投票所があるということは、投票行動をしやすいうことで、投票率アップ、市民参加を促すのには好ましいことだというふうに思いますけれども、逆に場所がないために、また例えば、千里丘東2丁目にあります第45集会所のように市会議員の選挙、それから衆議院の選挙、あるいは最高裁判所の国民審査とか、そんなのがごっちゃになったり、あるいは比例区の投票といろいろごちゃごちゃなったりして、場所的にもかなり狭いというような状況があるわけですから、そういったことを含めていろいろと検討されていることなんだと思いますけれども、そういうことについて現在の時点での選管としての考え方を聞かせていただきたいと思いますということと、投票所の統廃合による逆に例えば、投票の立会人の数が減りますと、立会人の人件費が削減できるとか、あるいは場所的にいろいろとそういったほかのいろいろな経費についても削減できるかということで、わずかでしようけれども、いわゆる行政改革効果というんですか、そういったことが予

測されるというふうなことも思います。

もちろん、選挙というのとは一番民主主義の根幹にかかわる、仮にたくさんいるとなっても、それは民主主義の必要経費として当然、市民が投票するというのを最大限に考えて、参加しやすいということは最大限に考えた上での処置として考えなければならぬわけですが、現在の選挙管理委員会としてのものの考え方をちょっといろいろあわせてお尋ねしておきたいというふうに思います。

それから、議案第30号にかかわる話で、定額給付金の問題ですね。これは過日も話がありましたし、本会議でもいろいろ議論されたところですが、具体的に本市、数字によりわかるやないかということではあるんでしょうけれども、本市の給付作業そのものにスケジュールその他については先日のお話でよくわかりましたが、あと問題が残るところがあるわけですが、そういったことを回避するために、かなり手間がかかるということになると、給付作業に国から来るもちろん現物と、それからそれに対する関係の事務費、そういったことはちゃんと来るわけですが、それに関係して本市の持ち出しというか、本市がそれ以上にやらなければならないことがあるのかないのか。あるとすればそれがどれだけ持ち出しの、これはいわゆる予算的にどんな費用になるのかということについて、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、よその市でも言われていることによりますと、そこへ何がしかのプラスをして、それで地域で使ってもらうことを前提に考えた上での施策をそれなりにつけ加える話もあります。それから、ふるさと納税のように地元というか、受けるところの市に寄附をしたり、何かす

るようなことをお願いするとかいう、その市、その市のかなり独自の動きをしておられるところもあるみたいなんです、本市としては来た分をさっと皆さんにお配りするというので、それ以上のこと、それ以下でもないのかどうか、受け取らんという人ももちろんいると思いますけれども、受け取らんなんて言わんと、受け取って市の方へ寄附してくださいというような働きかけとか、そんなことができるのか、できないのか。できるとすれば、そんなこともして、わずかでもこちらの市の方でいろいろなことに使えるようにできる考えはないのか、あるのか。その辺のところをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それではよろしくお願いします。

○野口博委員長 答弁お願いいたします。

北野参事。

○北野政策推進課参事 私の方から定額給付金に関するご質問にお答えしたいと思います。

まず、事務費等の財源問題でございますが、予算書をござらんになっていただきますと、財源内訳がございます。4ページの歳入歳出予算事項別明細書をござらんになっていただきますと、ここの一般財源欄がゼロになってございます。これは事務費も含めてすべてが国費でまかなわれるということでございます。委員のご指摘で持ち出しはないのかということなんですが、私の人件費等、これどうなるねんというお話かもわかりませんが、実は、私の人件費は対象にはなりません。ただし、私が異動によって教育委員会の方で仮に残業が発生したとすれば、それは補助対象として差し支えないというような国からの答えも返ってきております。

何も持ち出しがないのかと言え、そ

それはそういうことじゃないと思うんですが、マクロ的には一般財源はゼロというような説明になっております。

あと、もう一つの他市で行われております特定の目的を市が設定し、勧奨するような文章を入れ寄附を促すとかいうような施策でございますが、私ども前回の委員会でも申し上げたんですが、安全、確実、迅速に市民の皆さんに定額給付金をお渡しして、あとは手にとられた市民の皆さんが主体的に判断いただいて、前回は議論があった種々の寄附の方法がございますので、それをお願いしていくというような形になろうかなと思っております。

○野口博委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 それでは、市民税課にかかりますご質問についてご答弁申し上げます。

まず、市民税等の税のあり方、安定した財源と増収になるような努力、どんな努力をしているのかというご質問だったかと思うんですけども、ちょうどことしも昨日で確定申告、また市申告の受付が終わりまして、これから6月の当初課税に向けて作業を進めさせていただくわけでございますけども、この増収になるような努力と申しますと、課税資料の中で昨日まで市申告受付しておった中で、未申告者の方に対しまして、6月の当初課税が終わった後に督促をしたり、また給与所得者の方につきましては、給与支払い報告書というのが会社の方から出てまいるわけですけども、その未提出の部分の督促等を6月の当初課税が終わった後に行っております。

2点目のご質問でございますけども、税源移譲がどこまで進んでいるのかということでございますけども、個人市民税の部分でご説明させていただきますと、

平成19年度に国税から地方税への税源移譲が本格的に実施されたわけでございます。それに伴いましてその税源移譲の影響額でございますけども、平成19年度個人市民税の決算では、7億5,000万円ほどが個人市民税での増収があったと見ております。

○野口博委員長 豊田局次長。

○豊田選挙管理委員会事務局局次長 それでは、私の方からの選挙にかかりますことについてご答弁をさせていただきます。

期日前の複数箇所につきましては、先日も答弁させていただいたように、統廃合ということで市民の方にご不便をおかけするということがありますので、複数箇所についてできないかということを検討させていただいているところでございます。

統廃合につきましては、今現在、再検討に入っているんですけども、そういったことで期日前だけ複数箇所を先行してするというについては、現在、選挙管理委員会の方では考えておらないところでございます。

それと、統廃合につきましては再検討ということなんですけども、これにつきましては、従前から委員ご指摘のとおり、経費の削減効果もありますけども、その他のことについて結局、前回の市議会議員選挙のときに衆議院総選挙と同日選挙になったということから、先ほども委員の方からご指摘いただいたところなんですけども、かなり狭いということが市民の方からお伺いしてきたことから、検討に入ってきたという経緯がございます。

しかしながら、今、衆議院が解散するとかいう話がございまして、結構、選管の方でも投票場所の確保にかなり苦労しております、その辺、広い投票場所が

常に確保できるかどうかという問題が、今回、新たに問題点として浮かび上がってきたところでございます。

そういうことがやっぱり確実な選挙を執行する上で、やはり投票場所の確保が大前提となりますので、その辺、もう一度、体育館、小学校、中学校の体育館だけではなく、空き教室等々使えるかどうか確認させていただいて、どのような時期にでも確実な選挙ができるような形で、できるように、今、再検討に入っているところでございます。つきましては、今しばらく統廃合につきましてもお時間をちょうだいしたいと思っております。

また、検討が終わった時点では、委員の皆さんにもご相談させていただいて、私どもとしましてはやはり市民の方によりよい投票環境で投票していただけるというふうに考えておりますので、そのような方向で私どもも考えているところでございます。

○野口博委員長 入倉課長。

○入倉固定資産税課長 南千里丘と吹田操車場跡地の開発が固定資産税にどのような影響を与えるかというご質問について、答弁させていただきます。

南千里丘の企業跡地の評価につきましては、平成20年度までは大工場地区として評価をしておりましたが、平成21年度からは都市計画用途及び整理後の開発予定等を考慮しまして、併用住宅地区として評価いたします。併用住宅地区として評価することにより、鑑定価格ベースでは平成18年度の大工場地区と比較しますと14.4パーセントの上昇となります。

また、平成22年度以降、周辺開発が進み、地域内の路線が完成した場合には、新たに標準宅地の選定を行いまして、路線価鑑定等を実施し、路線価方式により

地域内の評価替えを行う予定です。

土地につきましては、市有地や道路などの非課税部分ができることにより、課税面積が大幅に減少いたします。また大部分が住宅用地となることで、税収は減になると考えております。

家屋につきましては、分譲マンションとか、事務所店舗等が建設される予定ですので、古い工場・倉庫より評価額が増加しますので、税収は増となります。

吹田操車場跡地につきましては、現在のところ、固定資産税課では担当課とその計画内容について、聞き取りができておりません。全く白紙に近い状態にあります。よって、税の影響等につきましては、早急に調査してまいりたいと考えます。不十分な答弁ですが、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○野口博委員長 布川課長。

○布川納税課長 納税課にかかります21年度の徴収率94.1パーセントの達成についてご答弁させていただきます。

本市の過去5年間の市税徴収率を見ますと、平成15年度では93.28パーセント、平成16年度は93.63パーセント、平成17年度93.82パーセント、平成18年度は94.79パーセント、19年度94.93パーセントと上昇しておりますが、20年度は94.5パーセント見込んでおります。21年度は94.1パーセントという数値を掲げさせていただいております。委員ご指摘のように昨年来のこの景気の低迷によりまして、徴収環境というのは非常に困難な状況にはなっております。

ただ、景気の状態が悪いからといって甘んじているわけにはいきませんし、税収というのが本市の根幹になってまいりますので、税収確保のため、徴収技術技能向上のために我々、今、現在頑張っ

おります部分は、まず大阪府よりベテラン職員を3年間派遣いただいております。その方から研さんを積みながらいろいろご指導をいただいたり、また府税事務所や税務署との連携を強めておりまして、お互いに連絡を取り合いながら、徴収率確保に努めております。

確かに94.1パーセント設定してからも、いろんな状況が変わっておりますので、この数字、達成するのは簡単なことではないかと思っておりますけども、これに向けて頑張っていきたいと考えております。

○野口博委員長 奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、税源移譲にかかわりますことについて補足答弁させていただきたいと思っております。

この前の委員会のときにもご説明しましたように、人口1人当たりの市税収入は府下トップでございます。その中で個人市民税につきましては、府下平均が5万482円に対しまして、本市は4万5,038円ということになっております。

ちょっと詳しい資料はないんですが、以前に調べたときには、本市の市民税の平均税率が5パーセント弱というふうに記憶しております。税源移譲によりまして6パーセント一律課税ということになりまして、その節には本市は増収になるという試算をしております。先ほど、市民税課長が言いましたように、平成18年から19年に7億5,000万円ほど一応増収になっております。そのときの理論計算値では、7億8,000万円ほどはふえるのではないかとということで、大体二アライコールの数字が決算であらわれております。そのように考えますと、本市の分についてはプラス要因であったのかなというふうに思っております。

この北摂7市の中で近隣で箕面市さんな

んかは6パーセント以上の平均税率ですので、聞き及んでますところは、箕面市はかえって税収が落ちたというふうには聞いております。

以上、具体的な数字は持ち合わせておりませんが、全体的には本市は三位一体改革によって税源移譲ではプラス要因になったということだけは言えると思えます。

○野口博委員長 山本委員。

○山本善信委員 特に一番最初の固定資産税云々の話、開発のかかわりの税収増の話ですが、減る分もあるようなご答弁をいただいたわけですが、トータルとしてはやはりふえる方向、しかも将来に向かって、これは短期的に事を考えて、21年度だけを話しますと。いろいろあるかと思っておりますけども、さらに5年、10年先まである程度見通してやるときには、恐らく増の方にはかなり影響してくるというふうに勝手に私が推測しているわけですが、要は、先日の三好議員のご質問等からいろいろと総務部長が答弁されて、基金の温存とか、あるいは取り崩し等についての部長の答弁がございました。それでタバコ税等にはまた新たな増収の努力がされまして、今年度からまたさらに将来に向かって一定の努力もされているということから考えまして、いわゆる市民負担を強いて、市民の暮らしにすぐには役立たない市政運営をしていると言わんばかりの議論があるわけですが、これは私は当たってないというふうに思いますし、今、市長が言われる事業の匂を考えた市政運営、あるいは財政運営やということは非常に適切に事が運んでいるのではないかとこのように私は判断しております。

特に、中長期の見通しに、例えば、このことはより強く感じるわけでございま

す。ですから、要は今、先ほど申しました入るを量りて出ざるを制する。もちろん出ざる分については、公共投資に関してはかなり多額の投資をするわけですが、そういった形で事が運ぶとなれば、今の運営そのものについて、私は当然、そういう形で動かしてもらわなければならないというふうに思いますし、もちろん市民負担はできるだけ軽い方がいいわけですから、ことしこの国保の料金を保険料を据え置いたり、何かする努力もされているわけですから、全体の財政運営としては、今のやり方について賛意を表したいというふうに思うわけです。

それで質問としては、今、内容よくわかりました。それでちょっと一つ漏らした点がありまして、消防のことについてちょっと1点お尋ねしたいと思います。

消防団の団員の確保なんですね。いわゆる非常勤特別職として非常備消防で団員の皆さんが日ごろから非常に努力して、地元で頑張っているわけですが、ご他聞に漏れず、団員の確保というのが非常に難しくなってきましたし、団員になられても確保ができて、実際の動きがお勤めとか、そういった関係でかなり難しい状況に置かれているということは、既にご承知のとおりです。ですから、こういったことについて全体的に消防団のあり方そのものについて見直していくべきではないのかということですね。近隣の各市の状況を見ますと、茨木、吹田にしましても、団をかなり精鋭化されたというんですか、かなり実質的に動けるような形を目指して、中身を改める努力をしておられるというふうにお聞きしておるわけですが、もちろんそのことについても十分消防としても準備しておられると思いますけれども、プロがこの財政状況の中でぎりぎりいっぱい的人员

でやられてますし、かつて、阪本議員がおられたときに、消防のプロをもっと人員を増員してもらわないといけないのではないかというような議論もありましたけれども、今の状況から考えますと、なかなかそのことは難しいということになりますと、団の力というのをもっと充実させてもらう方向で動かなきゃならん。もちろん今の団員の皆さんは、一生懸命それぞれの場で頑張っているわけですが、さらに何かもう少し実質的にもっと力が出るような形の編成にしなければならんというふうなことを考えるわけですが、ことしの予算としてはもちろん、今現在のあり方、そのままいくということであるんですけども、その辺のところについてこの年度からどういうふうな形でそのことを考えていこうとされるのか。あるいは、当面、このままでいかないとしゃあないのやということになるのかということ、その点についてお聞かせいただきたいということが一つ。

それから、あとは防火安全協会とか、消防協力会とか、婦人防火クラブの点なんですが、これの位置づけについて、今は普通の単なる消防を支える1つの団体であるわけですが、今度、三宅地区に婦人防火クラブ、10人ぐらいの編成ですかね。何かそういう形で編成されるということになりますと、今ある2つのクラブと、それから今度3つ目ということになるわけで、婦人防火クラブにしましたら。これはもちろん消防団と同じような形で非常備消防というわけにはいきませんが、そういったことについて、もう少しやっぱり日ごろからの火災予防の啓発活動とか、災害予防の啓発活動をされたり、いろいろ努力をしておられるわけですが、そういったこととの兼

ね合いやもう少し位置づけをしっかりとした上で、活動してもらわなきゃならんの違うやろうかと。

それから、消防協力会も今は三島、あるいは大阪府全体があるわけですがけれども、それが何か解散して、4月からなくなるというようなことで、本市は幸い、そのまま消防協力会として残した中で活動してもらおうということになってるようですけれども、こういったこと。

それから、防火安全協会は事業所を中心に日ごろから春、秋の火災予防週間に關して、それぞれ事業所ごとに大変な努力をしておられて、これはこれなりの力を出しておられるというふうに思いますし、そういった関係団体の位置づけをしっかりとしてもらわなければならないのじゃないかということなんですが、こういったことについてプロの考え方として、それをどういう形で助けてもらおうということにするのか、しないのか。助けてもらおうとしたら具体的にどういうことになるのかということについて、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、投票所の話ですが、もちろん物理的に狭いということとか、それから狭ければ狭いなりに、投票行動をしにくくなるというような、別に立会人の人とか、事務をやっている人がその投票記載所で横から見てるとか、見てないとかいうようなことを言う人ありますけれども、そういうことで非常に、そういうプレッシャーを受けながら投票行動しておられる人が狭いところなんか特にあるわけですね。だから、その辺のことを投票の秘密ということももちろんあるわけですが、そういったことも含めまして、総合的に考えてもらわなきゃならんということであるわけです。きょうのご答弁、先ほどの答弁以上の、あるいは

はまた先日の三好委員に対する答弁以上のものは、なかなか今の段階で出しにくいというふうに思いますけど、ただ、衆議院の選挙と本市の市議会議員の選挙と、前みたいにまたごっちゃになるというような可能性というのは、かなり考えられますので、5月に日を決めて、それで8月に説明会をして、9月に選挙。ところがその9月が衆議院とガチンコするというようなことで、これは非常に難しい話になります。だから、今のよう形で投票所をどうします、こうしますというのは、早いこと決めてやっていただくにこしたことはないんですが、逆にまたそういうことがあるから、今の状態をさわれないので、もっと落ちついてそれが済んでから、またさわろうというようなことになるのか、その辺のところ非常に判断の難しいところですけど、これは我々からとやかく言う話ではないけれど、ただ、投票がしやすいようにということと、多少費用がかかっても、それは民主主義の必要経費だということも逆にあるわけです。行革の側面というのは先ほどいいましたけども、それをやっぱり民主主義の必要経費ということからして、その辺のことも十分考え合わせた上で決めていただきたいと。だから拙速にどうなるかなということでもやるのはどうかと思いますけれども、そういうことも考え合わせて、現時点でどういうふうにお考えか、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、定額給付金の問題ですが、これは予算書を見てゼロということはもちろんわかっているわけですね。結局、今現在の平常業務をそれにとられる可能性ということについてどういうふうにご考えておられるのかということには聞きたかった。ちょっと最初の聞き方が悪かったん

ですけれども、結局、目に見えない持ち出しは、やっぱり地方自治体にかかっているということになるわけですから。だから、その辺は非常に受ける自治体としては苦しいわけですが、しかし市民にわたる話にすれば、それを待っておられる方もたくさんおられるわけですから、そういったことも考え合わせると、仕方がないことかなというふうに思ったりしますけれども、やはり別の形で言葉悪いですけど、ちょっとつかみみたいな形でこれにプラスする、事務費に相当する目に見えない持ち出しについての配慮をするような形の別の動きをこっちからあげていくこともしなきゃならないというふうに思うんですけども、具体的にどうすればいいのかということにはちょっと私らではわかりにくいですが、何かそういったことについて考えがあれば、ぜひ聞かせていただきたいというふうに思います。

○野口博委員長 明原参事。

○明原総務課参事 ご質問いただきました消防団のあり方につきましてご答弁申し上げます。

消防団の人員の現況につきまして、冒頭にご紹介いたしたいと思っております。

平成20年度末現在で条例定数が360名、各分団の慣例的な定数から見ました全体の定数として、345名、現在員で332名となっております。この慣例的な定数と言いますのは、団本部で5名、自動車分団で各10名、その他の分団で各10名となっております。

先日、新年度の分団員の異動等が届けられまして、平成21年度につきまして、合計の実員で336名となる予定でございます。これは平成20年度の実員に比べて4名の増員ということになります。

現在の消防団員の確保、募集の方法で

ございますが、この人員、消防団員確保につきましては、地域のコネクションにゆだねているのが現状でありまして、退団予定者が出る場合は、原則的にはその地域、その分団での人員確保というのをお願いしているのが現状でございます。

しかし、ご指摘ございましたように、消防団員の被雇用者率が進みまして、本市におきましても約78パーセントの方がサラリーマンとして働いておられる現状から、なかなか入団いただけないと分団長さんにはご苦勞いただいているんですけども、入団いただけないと。また、入団いただいてもご指摘のように勤務地とか、時間の関係で十分な消防団活動を行っていただけないというようなことが問題となって生じております。

そこで、消防団の本部では、消防団の活性化を目的に平成20年3月31日付で中堅の消防分団長さんが中心となりまして、摂津市消防団活性化総合計画を定められました。この中で本市の消防団の現状と課題を抽出され、また整理され、消防団員の確保の問題については、その中の消防団ひとづくりという計画の中で、消防団の確保で5つの施策を立てられています。少し紹介させていただきますと、

「1、若い積極的な消防団員を確保する。2、全市域を包含した消防団員の入団を促進する。3、随時、消防団員報酬、費用弁償等を見直し、必要に応じ、改定に努める。4、女性消防団員の入団を検討する。5、消防団員及びその関係者に対する表彰等の充実に努める。6、消防団員に対する福利厚生等の充実に努める。」ということで定められ、共通の認識を持たれたということでございます。

次に、消防団が実質的にもっと力が出せるような組織を含めた方策がないのかということでございますけれども、先ほど

ご紹介しました消防団活性化総合計画の中では、消防団のことづくりというテーマで、消防組織体制の強化ということで定められております。少しこれも紹介させていただきます。「自動車分団とその他の分団の連携を組織化し、これらが一体として活動できる体制を構築し、災害対応力の向上に努める。次に、火災等災害活動時において、常備消防と連携を図るため、平時から情報交換を実施する。次に、分団及び地区を越えて、分団長をはじめとする消防団相互の交流を図る。」という形で組織しております、これも同じく組織の問題についても認識を高められたところでございます。

次に、防火安全協会、消防協力会、婦人防火クラブ等の協力団体の活動と活用についてでございます。

現在、婦人防火クラブにつきましては、市内2クラブ、新八防婦人防火クラブと別府婦人防火クラブがありまして、自分たちの家庭から火事を出さないということにモットーに活動をいただいております。

地域における防火啓発活動を広く展開されまして、広くは災害時の支援活動、これは避難所等での炊き出し等になるのかなと思っておりますが、また、最近では住宅用火災警報器の設置促進啓発活動など、ボランティア的な活動で大いに頑張っております。

委員ご紹介いただきましたけども、平成21年4月には市内3番目の団体といたしまして、これは仮称でございますが、三宅地区女性防火クラブが設立予定でございます。

これら婦人防火クラブへの行政的な支援と言いますか、バックアップにつきましては、代表者が大阪府のネットワーク会議なんかに参加される場合の旅費と出

初式なんかでお使いいただく手袋等の購入代として、予算計上させていただいております。

財政的支援につきましては、なかなかこれ以上のバックアップというのは現状では難しい状況でございますので、人的なバックアップを行っていきたくて考えております。

また、消防協力会についてでございますが、これは消防分団長さんの経験者ということで、現在115名ほど加入いただいて、同じく地道に地域での防火啓発活動を行っていただいております。

また、例年、摂津まつりで防火標語入りの風船をお配りいただくなど、活動をいただいております。

消防協力会におきましても、婦人防火クラブ同様、人的なバックアップを続けていきたくてというふうに考えております。

また、これらの団体に対しましては、本市の職員、消防職員また消防団ではなかなか手の届きにくい部分、これは本当に地域に深く根付いた防火活動だと思っておりますけれども、その部分の推進をお願いし、その成果を期待しているところでございます。

○野口博委員長 北居参事。

○北居消防本部参事 1点、消防の分で補足しておきます。

摂津市防火安全協会なんですけど、当該団体の位置づけとしまして、無災害都市摂津、この実現を目指すために本市消防協力団体として欠くことのできない組織でございます。

実施しておられる事業も、神崎川におきます消防訓練大会、防火講演会、防火管理者の資格取得講習会、そして早朝からの街頭防火啓発、防火フェアでの啓発活動など、地域に根ざした活動に取り組まれております。

ただ、財政的に十分自立した団体でございまして、公務としての消防関係事務とは一定のラインで一線を画する必要があると考えております。

今後も委員のご指摘の趣旨等も踏まえまして、当該団体のみならず、先ほど参事が申しあげました婦人防火クラブ連絡会、消防協力会等々、同じ目的を持って地域の安全安心にご協力をいただく諸団体に対しましても、消防としてやるべきこと、また自主性にお任せすべきこと、これらを一定整理しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○野口博委員長 北野参事。

○北野政策推進課参事 委員ご指摘の予算書では見えてこない。費用負担に対してどう対応していくのかということかなと思っておりますが、先ほども申しあげましたが、基本的に我々職員に係る本給部分については、補助対象となりません。従いまして、私どもこの事務を運営していくに当たって、効率的にやっていかなければならないなと考えております。具体的には、コンピュータシステムの会社が非常にわかりやすい、事務処理のしやすいような画面設計をし、それを使う、今考えておりますのは、派遣会社からの人員は繁忙期に増減が可能でございますので、派遣会社からスキルのある職員を派遣していただき、市民からの電話対応であるとか、窓口対応を図っていきたい。

あともう一つは、データを速やかに処理し、支払い情報をつくっていかなければなりませんので、その業務にすぐれたデータパンチ事業者に委託することによって、通常、職員にできる限り負担をかけないような運営の方法、こういう形で事務運営していきたいと考えておりますの

で、できるだけ目に見えない負担をつくらないように我々は努力していきたいと考えています。

○野口博委員長 南野局長。

○南野選挙管理委員会事務局長 山本委員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

投票所の環境をよくするためにも統廃合の問題、そしてその実施のためにも本庁以外の期日前投票を考えているかということでのご指摘でございますが、まず、投票所が狭い、暗い、見られているなどの苦情を減らすことが投票率を高めるための有効な対策と考えております。

また、行革にも結びつくことができまして、1投票所を減らすことによって約30万円の行革効果がございます。そういったことで今後、引き続きましてそういった課題については、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

それから、選挙期日の日程等についてでございますけれども、選挙管理委員会としましては、立候補される方にかなりのご負担をかけるかもしれませんが、やはり選挙管理委員会は5月に開催しまして、その中で市議選の準備等々がございまして、また選挙は失敗できないということもございまして、5月の委員会で協議をさせていただいて日程を確定したいと考えております。

ただ、その後は衆議院選の動きを注視しながら、どのように日程を調整をするかということも含めまして、慎重にまたその場で考えていきたいというふうに考えております。

○野口博委員長 山本委員。

○山本善信委員 今の最後にお答えいただいた選管にかかわる話ですけども、これはかなり限られた条件の中で厳しい判断をしなきゃならんというふうに思い

ますので、そのご苦勞には申しわけない  
なと思いますが、しかし、大事な話です  
ので、一つ慎重に判断していただきたい  
ということだけお願いしておきます。

それから、消防の話でございますけれ  
ども、特に消防団、あるいはまた関係の  
いろいろな団体等についてのお話は、今、  
お聞かせいただいて了とするわけですけ  
れども、しかし、これからやっぱり変わっ  
ていく、しかも防災ということに関して  
これから大地震が予想されるということ  
なんかもよく言われておりますけれども、  
そのときに訓練と同じようにできる。あ  
るいは各地域で防災訓練がされておしま  
すけれども、これも先日からの答弁にあ  
りましたとおりに、そういった形でこれ  
らの団体等が直接いろいろとプロだけじゃ  
なしにお手伝いいただかないかん話にな  
るわけですから、そういったことを考え  
合わせて、よりよい組織運営と申します  
か、それぞれの団体がちゃんと一つのそ  
ういう防災の目的に向かってちゃんとで  
きるような体制を常に考えていただきたい  
ということをお願いしておきたいと思  
います。

それから、定額給付金の問題ですけれ  
ども、要は臨時的な施策であるわけです  
ので、非常にこれも自治体にとっては大  
変な話ですけれども、これも今の状態で  
進めていっていただく以外にはないだろ  
うとは思ってるんですけど、いろいろ話  
をお聞きしますと、そういったことを思  
いまして、取り上げたわけでございます。

とにかく、問題の起こらないように、  
遺漏のないように進めていただきたいと  
思います。

○野口博委員長 山本委員の質問終わ  
りました。

弘委員。

○弘豊委員 質問させていただきました

が、1点、質問を漏らしていたといいま  
すか、これは文教常任委員会の所管だと  
認識していたもので、前回ちょっと準備  
をしていませんでしたが、中学校のエア  
コン設置にかかわる工事の発注につきま  
して、12日、安藤議員が文教常任委員  
会で質問されたところ、これは総務常任  
委員会の所管だとそう答弁でありました。  
このことについて1点だけきょう私の方  
から質問したいというふうに思っていま  
す。

我が党代表質問のやり取りの中でも、  
この工事につきまして一括での発注とい  
うよりも、それぞれの市内の業者、やは  
り電気設備に係るそういうところに分割  
して発注ができないものかという質問で  
したけれども、今回のこの工事にかかわ  
つての考え方、もう一度当委員会でもご  
答弁いただけないかなというふうに思っ  
ています。

それから、関連しまして、今年度図書  
室、音楽室、これ小中学校それぞれ設置  
を行っているかと思っておりますけれど  
も、この工事がどのように発注が行われ  
たのか。また、予算の金額で前回のこの  
小中学校のエアコンの部分、それから今  
回の中学校のエアコンの部分で、随分と  
予算に差があるというふうに思ってお  
ります。そのことについてのこの予算金  
額の差がどうなのか、この点について  
教えていただきたいと思っております。

○野口博委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 中学校環境整備の  
発注の件でございますけれども、代表  
質問でもございましたように、地元業  
者さんへの発注ということに関しまし  
ては、技術的、あるいは規模的に市内  
業者さんでできるものは、市内業者  
に発注したいというのが基本的なスタ  
ンスとして持っております。

ただ、契約に当たりましては、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工が確保されるということが前提であろうかと考えております。分割発注という話でございますけれども、我々契約担当するものといまして、最小の経費で最大の効果というのも我々に与えられた使命であろうかと考えております。

この5中学校の普通教室83基、今回、1億893万8,000円ということで予算計上いたしておりますけれども、市内業者さんの規模を考えますと、一括発注は困難であろうかなと考えております。今後、新年度になりますと、実施設計に入ります。その中でこのような分割発注も可能か否か等、工事の内容等、調査検討いたしまして、今後、関係課と協議してまいりたいと考えております。

○野口博委員長 弘委員。

○弘豊委員 これまで我が党としても、公共工事にかかわる発注に関して、分割発注、こういったことができないかということで、これまでの何年かにわたって委員会でも意見を述べていたかというふうに思っています。その中の答弁でも、やはりその発注にかかわってのコストの面、それから技術的なもので、例えば工事を分離していくと建物はここ、中の設備はここというようなことに分けたときには、やはりこれはコストの面でも大きくなるかと思うんですけれども、今回の件で言いましたら、5つの学校、それぞれ分割するだけでいったら、それでコストが大きくふえるのか、一括発注することが本当にそのコストの面で安くつくのかというのが、よくわからないところでありまして、例えば、今でしたら、大阪府の高校に対するエアコン発注もありました。これ全部で7,342台、総額では192億円という金額で出したとこ

ろ、大阪ガス、それから関電のジョイント企業、1社のみしか受けられないというようなことでそういう工事の入札になったというふうに聞いておりますが、これ1台単価で見ましたら、261万円かかっているわけです。今回、83基の設置で予算の金額をこの83基で割りましたら、145万円という金額が出てきますし、そういうところからいっても、金額の差がどういうところで生じてくるのか、大きな会社が請け負って、それを下請け、孫請けなんか落到していったときに、業者の受け持つ単価がきり下がっていくというようなこともあるかと思ひますし、やはり昨今の厳しい経済状況のもとで下請け業者に一定仕事を保障していくようにお考え願えないかなというふうにも思っているわけで、質問させていただきました。

もし、ありましたら、ご意見をお伺いしたいんですが、よろしく願ひします。

○野口博委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 大阪府の工事を一括といいますか、すべて整備されたのかなと思ひますけれども、私ども今回の学習環境の整備工事につきましては、20年度は小中学校の図書室、それから音楽室、これにエアコンを入れさせていただきました。そのエアコンを入れるに際しまして、将来、全教室に空調を設置できるように受変電設備の増設、新設を行っております。内容といたしましては、キュービクルの増設や新設、それからトランスの取りかえ、配線工事等となっております。エアコンの設置プラスこのもととなるキュービクルの設置ということで、金額的には1基の単価といまして大きな金額になっておろうかと思ひます。今回の工事につきましては、それに加えて中学校の普通教室にエアコンを設置す

るということになります。その現場からの聞き取りによりますと、一括発注しない場合には、経費として上昇しますよという話も聞いております。

ただ、先ほど答弁申しましたように、実施設計の中で分割発注が可能か否か、その工事の内容によりまして分割発注可能か否か、そのところは調査して、もしできるものであればそのような方法でやってまいることも可能であろうかと考えております。

○野口博委員長 奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、私の方から補足答弁させていただきたいと思います。今現在、非常に企業収益が悪化しております。そういうふうな中で、各地区のところではいろんな企業城下町と言われるところが企業の後押しをしているというのが新聞報道でございます。

例えば、愛知県の豊田市なんですけど、ここはご存じのようにトヨタという大企業があります。そこは円高やあるいは販売不振に伴いまして、平成21年度の法人税の予算計上は16億3,000万円という見込みでございます。これは前年の当初と比較しますと96.3パーセントの大幅な減ということで、非常に皆減に近いような形で予算計上しております。それらを受けまして、各地区のところではいろんな支援が始まっております。例えば、宮城県、岩手県、栃木県、鳥取県、山口県、埼玉県、群馬県、広島県、岡山県、それぞれいろんな自動車メーカーの工場がございます。県やあるいはそのの所在する市なりが、そのの製品を購入したりということで後押しをしております。

それから一部、地元企業の新車購入については、市民の方に5万円なり、あるいは10万円なり助成を出すという市もあらわれてきております。

私ども市は、そこまでは至りませんが、この前、答弁させていただいたように、市内の中には大手空調メーカーの工場がございます。そこに何らかの企業に対する後押しができないかということも、我々の本音の気持ちとしてございます。

先ほど、財政課長が言いましたように、それと反対に財政課として契約担当の方でいかに契約はあるべきかということもやはり求めていかなければならないというふうに考えております。

今回、中学校のエアコンの普通教室83基でございますが、これは1億800万円ほどの予算計上をしております。それと反面、歳入といたしまして、国庫補助金も実は歳入として予算計上しております。2,866万円でございます。通常補助金がなければ、市単独で議会の同意さえいただければ、どういう契約も可能なんですけど、補助金の方の関係がございまして、この前の代表質問の答弁のときには、今、結論を言える段階ではございませんというの、そういう事情でございます。先ほど、財政課長が言いましたように、今後どういう契約をすれば市内企業さんにそういう後押しができるのか。これはやはり今後の検討というふうに思っております。

○野口博委員長 川端委員。

○川端福江委員 それでは質問させていただきたいと思います。さまざま先日から委員の方が質問をされておられますけども、なるべく重複しないように、また精査をして1、2点だけ質問させていただきたいと思います。

女性政策の方なんですけど、先日、代表質問でも私たち公明党が質問させていただいておりますけども、もう1点、女性大学の専科コースについて期間とか、

回数などを教えていただけたらと思います。

それと各種女性大学の専科コースにかかわることですけれども、各種審議会等に参画をして、まちづくりについて広く意見を言える市民となることが目的ということで今回スタートされることですが、その人材の育成、また人材の裾野を広げるという意味においても将来の方向性について、もう一度お聞きをさせていただきたいと思います。

あと、消防に関してですけれども、これは経費節減のためでもあるんですけども、夜に体調が悪いところがあると、救急車を呼ぶほどでもないけれども、聞くところがないのでつい救急車を呼んで、タクシー代わりに使ってしまうというそういう事象があると思います。それこそ救急車の良識ある利用のために、本当に必要なときに必要な人が使えるためにも、市民の方が気軽に電話をして聞くところがあるのでしょうかという、あればいいなという思いでちょっと質問させていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

もう1点、消防の方ですけど、救急患者のたらい回しという、去年もそういったことが連日報道がありまして、産婦人科の方が多かったんですけども、最近も搬送ミスということも起こっております。その後、都道府県ごとに情報センターを設置して、迅速な救急措置、搬送を行えるようにというシステムが構築されつつありますけれども、この24時間、365日患者を受け入れることが可能な救急医療体制を抜本的に整備するために、救急医療対策推進法が制定されております。これによってその摂津市としてどのように改善をされたのかということをお聞かせいただけたらと思います。

次に、議案第30号の定額給付金でありますけれども、これも公明党、代表質問でも質問させていただいております。その答弁で専任の4名によるプロジェクトチームを立ち上げて、鋭意作業を進めているという答弁だったと思います。

まず1点目ですね。市民への周知徹底をそのときさまざまな形で行うというふうに答弁をされておられましたんですけども、どのようなことを考えておられますのかお聞きしたいと思います。

2点目は、これも先ほども山本委員の方が質問もされましたんですけど、もう一度お答えいただけたらと思います。この給付金を拒否される方ですね。もしおられたら取り扱いをどのように考えておられるのかということです。

3点目が子育て応援特別手当について、対象となる子どもさんについては、広報にあわせて保育所とか、幼稚園等、関係機関を通じた周知活動も積極的に行う必要があるんじゃないかと思いますが、市としてどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

4点目は、住民基本台帳及び外国人登録の原票をベースに郵送するわけですが、定住外国人のことは、先だって、三好委員も聞かれておられました海外へ出張される方というのもおられると思いますけれども、そういった把握漏れがないか、またDV被害者の事例など、事前の点検が必要だと思いますが、どのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。質問は以上でございます。

○野口博委員長 北野参事。

○北野政策推進課参事 定額給付金にかかわります市民への周知方法でございますが、ここ数日中にホームページに定額給付金の内容と子育て応援特別手当の事

務の事務関係を掲載していきたいと考えておりました、あと広報紙は4月1日に同様の趣旨の内容を掲載させていただき、あとチラシ類、あるいはポスター等を考えております。

2点目でございますが、拒否といいますが、辞退ということでございますが、申請されないという場合があるのかなと思うんですね。これは辞退とみなすという形になろうかなと思います。

3点目の子育て応援特別手当の周知方法でございますが、これは基本的に住民基本台帳や外国人登録原票から情報を引き出すんですが、別居されている18歳以下のお子さんがおられる場合なんていうのは、なかなかこれ住基、外登から情報を引っ張ってこれない分もございまして、こういう方々に周知を促すために、基本的には摂津市内の全保育所、私立、公立含めての幼稚園、それとあと小学校1年生ぐらいまでに周知をできるチラシ等を配付していきたいなと考えております。

最後に、4点目のDV被害者等のことでございますが、私も教育委員会で就学事務をやっておりましたら、離婚されて摂津市の方に住民登録されて住まわれてたんですが、元夫の暴力なんかで他市に区域外就学ということで行かれている方も存じております。そういう方々につきましては、住基が2月1日に摂津市にございまして、関係各課の情報を取りまとめて、できるだけ追いかけるような形で事務を進めていきたいなと考えております。

○野口博委員長 牛渡課長。

○牛渡人権室女性政策課長 それでは、私の方から女性大学に関します2点のご質問についてご答弁申し上げます。

まず、女性大学の期間及び回数という

ことでございますが、平成21年度に予定をしております女性大学専科コースにつきましては、20年度と同様に6月に開校いたしまして、12月ごろまでの約6か月の期間に計10回程度でカリキュラムの編成を行ってまいります予定をしております。

次に、人材の育成、人材の裾野を広げる意味においての将来の方向性ということでございますけれども、例えば、行政のどこかの部門を担っていただくような人材育成ということになりますと、その部門の課題解決のために必要な知識の習得など、目的を持った人材育成というのが必要になってまいると思います。そういうことから女性大学の卒業生が直ちに担い手になるということにはならないものと考えております。

私ども女性政策課といたしましては、摂津市男女共同参画計画せつ女性プランの最重点の推進項目であります各種審議会への女性の参画率35パーセントの達成に向けまして、女性大学卒業生の皆様に市民公募委員等に積極的に手を挙げていただきたいというふうに考えております。

しかし、各種審議会への参画につきましても、多様な選択肢の一つでしかございませんので、地域における活動の機会でありますとか、男女共同参画センターの事業とも連動させながら、市民活動への参加を促すなど、多様な活動の場の情報提供に努めてまいりたいと考えております。

また、長期の講座を連続して受講いただくということは、非常にご負担をかけることでもございますので、繰り返し自分のペースで学びを継続していただきまして、その結果として冒頭に申し上げました行政のどこかの部門を担っていただ

く、そういった女性の方が輩出されれば、非常に喜ばしいことと考えております。

○野口博委員長 本山課長。

○本山警備第1課長 救急医療体制の整備による救急医療対策推進法の成果はどのようにあらわれているかということについてまずお答えいたします。

以前より、救急搬送先病院の選択につきましては、大阪府の救急医療情報システムを使用し、病院選定を行っておりましたが、病院からの医療情報に多々不備があり、搬送に不安があったのも事実でございました。社会問題ともなった搬送先病院が決まらず、複数の病院が受入れ不能で、搬送に長時間を要するケースが多発しているということがありました。

そういった中、2008年10月より、国、大阪府の主導で大阪府広域災害救急医療情報システムが再構築されまして、診療科目、診療内容、空きベット情報等の病院からの情報がほぼリアルタイムに入手できるようになってきております。

本市の救急隊もかかりつけがある場合は、かかりつけ病院へ、以外は本システムを活用いたしまして、病院に連絡し、迅速、適切な病院決定をいたしており、医療体制はかなり改善整備されてきたものと思っております。

2点目の救急件数の減少、また経費節減につなげていくために、市民の方に気軽に適切な病院を聞くというか、知らせる方法はないのかという問いでありましたが、消防といたしましても、救急件数の増加対策については、ホームページで救急車の正しい利用方法の掲載及びパンフレット等の作成、救急テレガイドで市内の救急病院を紹介をいたしております。

また、毎月2回の広報せつつに24時間病院案内ということで電話番号を掲載するなどいたしております。

さらに、地域の防災訓練、各小学校区の自主防災訓練等、その他あらゆる機会をとらえまして、救急車の正しい使い方をお願いいたしております。

同時に、テレガイド等で、市内の救急告示病院4カ所ございますけれども、病院の紹介をいたしており、もっと詳しくお聞きになりたいという市民の方の問い合わせにつきましては、摂津市消防署、電話番号を06-6381-0119をお知らせし、病院の紹介をさせていただいております。その際も大阪府の広域災害医療救急情報システムを活用いたしまして、適切な病院の紹介を行い、市民サービスに努めているとともに、市民の皆様に救急車の良識ある利用に努めていただきますようにいたしております。またそういうことで一刻を争う重傷者を待たせることがないように、今後ともさらに努めてまいりたいと考えております。

○野口博委員長 川端委員。

○川端福江委員 ありがとうございます。

今、救急の分でありますけれども、本当に救急車をタクシー代わりに使うといえますか、私たち議員の方にも電話が入りまして、今、こういう状況でどこに行ったらいいんでしょうかと、夜、日曜祝日ですよね。電話するところもないという、また状況がわからないということで、ちょっと一遍聞いてもらえませんかということで、そこから私らも消防署に電話をさせてもらって聞かせてもらったりしていることがあるんですね。それが直接に市民の方がそういう相談窓口はないでしょうけども、センターもつくれないでしょうけど、こういう場合、また今は夜なので、どこが開いているんでしょうかとそういう本当に大変な状況になられたらパニック状態になりますよね。それが聞ける、相

談できる場所があればいいなど。そういうご要望を本当に身近に聞いておりますので、そのことを今、お聞かせいただいで質問させてもらったんですけど、いろんなさまざまなテレガイドランスですか、私も聞いてみました。そしたら摂津市内の4つの病院、ひかりとか、医誠会とか、身近な住所ですね。摂津三島とか、摂津市鳥飼、ひかり病院ということで、そこと電話番号をずっとテープで流していただいでしております。そやけどやっぱりもしかここが実は言いたい、また反応も返ってきたけども、それはテープで流しておられますから、それは電話番号のお知らせということで本当はそれはそれでありがたいと思いますけども、一番の目的は救急車をタクシー代わりに使わないということです。経費節減に大きくなりますので。それからまた私も防災訓練等行かせていただきましたら、こういうふうにいただいでまして、ここの下の方に摂津市消防本部予防課ということで、電話番号もあります。6318-1199とか、こういったところで相談窓口といいますか、何かそういう予防ではなくして、こういうふうな形で何か相談できる体制があるよというようなところがあれば、市民の皆さんもどれほどか安心されるんじゃないかと思います。急に言ってもまたいろんな体制がありますので、そういう体制、なかなか難しいかもわかりませんが、今後の課題としてまたそういう市民の目線を忘れずに、市民の皆さんがどうすれば安心していただけるのかという、安心安全の町を目指していく上でも、ぜひまた今後、検討をお願いしておきたいなっています。

救急医療対策推進法が制定されてどうなのかというのは、本当に詳しくお話をいただきましてありがとうございました。

本当に最大に努力をしていただいでいることがよくわかりました。また今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。要望でございます。

あと女性政策の方ですけども、これはある方にお聞きしたんですけども、今、ご答弁いただきましたけど、東京のある区では、男女共同参画の視察で行った場合に、その施設をバスで回ったときに、高齢の女性がガイドされているんですね。どういうふうな形でされているのか、市の職員でもないしと思ひて聞かれたそうです。そしたら、区の正職員ではそういう施設を回るのに、説明するのにもったいないと、時間が。だからそういう方のためにガイドをする方を育成されているんです。私、育成されたんですということをお言われたんですって。だから、それこそ今、女性大学専科コースで、また今までの基礎コースと違って、新たにまたそれこそいろんな形で物も言ひ、またいろんなさまざまに参画をしていただける方をこれから人材育成していかれるところでもありますけれども、こういうふうな摂津市では当然ありませんし、東京と全く状況が違ひますけれども、こういうふうな方をゆくゆくは育てないと、今もちょっとご答弁もいただきましたけど、そういった目標を持っていかれるということの大事さと、あとはさらに専科コースを受講された方が多方面で活躍できるような人材の育成といいますか、発掘というか、そういった意味も込めて今後とも頑張っただけきたいなと思ひますので、よろしくお願ひします。

定額給付金の件につきまして、今、さまざまにご答弁もいただきました。さまざまというのは、4点にわたっての今質問に対する答えですけども、市民の皆さんへの周知徹底はよくわかりました。

今回の3月15日号にも、一面のところに載っておりました。定額給付金の支給についてということで。それでまたホームページ、またチラシ、ポスターですか、ばんばん張っていただいて、皆さんに周知徹底をお願いしたいなと思います。

2点目ですけども、申請をされない方は辞退とみなすというそうだと思います。本当にこれは正直なことなんですけど、国から今回下りてきますので、このお金が。もしか辞退されたり、受け取られない方々には国にお金返すんでしょうかね。それが心配で心配で夜も寝られないわけじゃないですけど、気になりまして。先ほども寄附のお話を山本委員の方もされておられましたけど、寄附をすれば摂津市にとどまるのか、そのお金がちょっと私、わかりませんので、そのことをとどめたいなと。拒否されたり、要らないと申請されない方のお金をできたら摂津市にとどめて、また摂津市の発展のために使えないかなというような形で質問をさせていただいてますので、わかる範囲で結構でございますので、また教えていただきたいと思います。

あと、DVの被害の方、さまざまな形でこれからいろんな諸問題といえますか、見当もしなかったようなこともいっぱい出てくると思いますけども、そういった方々の相談窓口と言いますか、そういった窓口を設置をされるのか、相談窓口ですね。相談が気軽にできる。受付で郵送される、また相談しに帰るといったところと一緒になのか、また別枠なのか、そういった本当に予想してないようないろんなことが金銭にまつわることで、さまざまに出てくるのは想定されますので、そういった対策室ではないですけども、そういった対策室でも結構ですし、相談窓口を設置されるのかというこ

の2点だけちょっと教えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○野口博委員長 北野参事。

○北野政策推進課参事 それでは、まず、国費の関係のことから答弁させていただきたいんですが、基本的に辞退をされるということは国庫に返納されるということでございます。この定額給付金の趣旨を十分理解していただいて、そういうご意志があるんでしたら、自発的にもらっていただいた上で、ふるさと納税等、種々そういう寄附を主体的にやっていただければ本当にありがたいかなと考えております。

2点目の相談窓口でございますが、窓口は本館1階、現在の市民税が申告受付をしております会場で窓口受付を行いたいと考えております。中心は先ほどもご答弁申し上げました派遣会社から来られた方々になるんですが、当然、我々職員も常に張りついているようにしておりますので、そのようなご相談ございましたら、言っていただいたら、我々きちんと対応いたしたいと考えております。

○野口博委員長 川端委員。

○川端福江委員 ありがとうございます。わかりました。

今の辞退される方、またいったん国庫に返納するというので今ご答弁いただきましたけど、あと受け取ってふるさと納税とか、すごくいいことだと思いますけど、この徹底ですよ。周知徹底ですよ。受け取ったらそのままされるのか、受け取りを辞退する場合は、相手の方に確認が取れない。受け取らない、申請書を出されない方は確認ができないでしょうけど、何とかそのところどうお伝えしたらいいのか、どう言ったらいいかわかりませんが、もしかそういう辞退とか、要らない、またふるさと納税みたいな

がありますよと。もしかそういうご辞退される方には、何かそういうことの徹底ができればいいのではないかなと思います。また、せっついてきておりますけども、考えていただけたらと思います。

もう1点、聞き漏れてまして、子育て応援特別手当で、これは先週の委員会でも質問されておられました。4月10日にずれ込んで、4月10日に該当者に発送するというのは聞いておりますけども、これは即申請すれば、この4月28日、第1回振り込みというそのときに間に合うんでしょうかね。それだけちょっと教えていただきたいと思います。

○野口博委員長 北野参事。

○北野政策推進課参事 現在の子育て応援特別手当の事務のフローから申し上げますと、申請書の発送が4月10日になっておりまして、その振り込みデータを作成いたしますのが4月17日ぐらいです。この間に申請書が到着し、データパンチ化されれば、支払いは定額給付金に合わせてゴールデンウィーク前に第1回を行いたいと考えておりますので、一応、今の予定ではそういう形で進めておりますので、間に合う方とそうでない方が出てくるのかなと考えられます。

○野口博委員長 川端委員。

○川端福江委員 ありがとうございます。やっぱりもしかそういう該当される方がいらっしゃるかもしれません、そのご夫婦と18歳未満の方とそれに1人の方でも該当されたら10万円というありがたみがばらばらにいうよりも違うんじゃないかと思っておりますので、その手続、申請にもよりますけども、そういう気になってお聞きさせていただきました。わかりました。ありがとうございます。

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時30分 休憩)

(午前11時36分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第5号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

山本委員。

○山本善信委員 この議案第5号に関しましては、いつもと同じように、現在あります15億円余りの分について地元の事業に事業費として繰り出していくということになるわけですが、これは12月でしたか、一般質問で申し上げたとおり、ここの数字にあらわれてない分で財産があると。それはちゃんと台帳等で一定の把握をいただいているということで、それはそれでいいわけですが、しかも、性格上、積極的にこの財産を運用収入という形で市の方に何がしかの財政的に貢献させるというような性質のものでは本来ないわけですが、この前にも申しましたように、実質的にやっぱりこの会計を上手に本市の財政が少しでも潤うような形のものにするべきだというふうに思うわけですね。

地元の財産区としてこの事業をやっていって予算執行をできるためには、かなりいろいろな制約というか、難しい点がありますし、非常に消極的な形で事を動かす以外ないということであるんですけど、この前にもご答弁いただきましたように、やはり現在の会計そのものにあらわれてない財産について、しっかり把握していただくことはもちろんですけども、これから先の話についても、検討をして一定の方向を出していただかないといかんというふうに思うわけですね。それと特に意見とか、そういうものがあつたと思いますが、水利権とか、上に権利がつ

いている分についての話もありますし、そういったことについてきっちりと把握した中で、要は何遍も言うようですが、財政的に少しでも潤うような形、これ一般会計のところ既に終わりましたけども、1千数百万円の2割の事務手数料が入ってる。これは味舌上財産区のかかわりの話ですけども、やっぱりほかの分につきましても、一定その少なくとも20パーセントの事務費を確保して、事が動けるようにすることも一つのこの財産区の生かしていく、この予算を生かしていく大事なことではないかというふうに思うんですが、その点についてちょっと漠然とした質問ですけども、お考えを改めて聞かせていただきたいというふうに思います、この21年度執行するに当たって。

○野口博委員長 小原参事。

○小原総務防災課参事 それでは、財産区の財産管理の一般的なことについて答弁させていただきたいと思います。現在、財産区が所有している財産の主なもの、かつてのため池とか、あと売却した土地の分配金、それから土地の貸付料から来ているものが主でございます。

そういった資金については、積極的にふやすことは地方自治法によって規定されておりますので、なかなかできないことでございますけれども、現在、それぞれの財産区の収入につきましては、財産区でかなりの金額の資金をお持ちでございます。それをペイオフ以降に市の方に一時貸付いたしており、それが定期預金の利率で借りていただいておりますので、その利息収入と、一番大きな収入源でございます味舌上の財産区につきましては、近くのスーパーマーケットの駐車場、企業のトラックの駐車場として貸しており、収入の20パーセントにつきましては、市の方に繰り入れておりますが、そういっ

たものを持ちまして、財産区の収入にさせていただきますいております。

財産区の管理につきましては難しい点がございますけれども、それぞれの不動産、あるいは動産につきましては、適正な運用、あるいは処理を行うことで管理する市の方の責務であると考えておりますので、そういった形でもって計画的に活用をし、あわせて将来の財産区の利益を損なわないように対処していきたいと考えております。

○野口博委員長 山本委員。

○山本善信委員 この前のお答えの延長上の話で今も丁寧にお答えいただいたわけですけども、非常に言いにくい話なんです、一つはっきりしているいわゆる集落についての共有財産というのと、それから実質的に個人名義にはなっても、本来は財産区財産と解釈できる財産ですね。これはもちろんお金にはなってませんが、そういう形で事が動いているところもあるということは承知しておられるところなんですね。

この前にも申し上げたことかと思えますけれども、その財産そのものが相続が発生したときに当然そういうことやからということで、もちろん相続税にかかわる話はそういう理由さえきっちりつけば、別に個人にそのことについてどうこう言うことはなく、公のものとして受け継いでいかれるわけですけども、受け継いでいく形のあるその地域の関係の皆さん方からすれば、これは一見ある意味では市のかかわりなしにその分について自由とというか、その地区だけの判断で事が考えられるという分はありますけれども、しかし、本来はそういうものではないはずですから、その辺のところについてなんかも、やはり厳密にこの法的に問題のないようにしておかないと、実際に

個人名義になっている部分について、これから将来にわたってどんなことが起こるかわからんと。公のかかわりのもとできちっと管理されていけばいいんですけどね。そうでないと、監査が入ったり、そういったことは一切ないわけですから、だからその辺のところ非常に問題が。もちろん、当事者はそんなことは思っておられないわけですし、まわりからもいろいろなけん制がかかりますから、実質的な監査が働くような感じになると思うんですけど、しかし公の機関、実質的には公の機関であって、そうではないような形で事が動いて、一つごてたときには公の財産がそういう形で、変な形で物事の材料になるというような感じにならないとも限らないというふうに、それこそ取り越し苦労か知りませんが。そういうことを感じますので、そこまで実際にはなかなかそこへ手を入れることはできないにしても、十分に見ておいていただく必要があるんじゃないかと。しかもその分が市が財産そのものを借りたりして、使用料を払ったりするようなことも部分的にあるようですから、そういったことを含めると、これはまんざら市の方が全く関知せざる状態で置いておくということについては、これはやっぱり問題があるんじゃないかというふうに思いますので、その辺の意味やいろいろな権利問題を含めて十分にそのことを掌握しておいていただきたいこと。それから財産運用収入ということで、今、市場池あるいはそれにかかわる話の味舌上財産区の形で運用しておられるように市の方の財政が直接、わずかであったとしても潤ってくるような要素があるわけですから、その辺のところを十分にこの予算執行に当たって考えていただけたらということからこういうふうに申し上げているわけ

で、それ以上申し上げても、なかなか難しい話ですけど、要はきちっと掌握をした上で、実質的に活用して少しでも市の財政を潤すという形の立場をしっかりと持っておいていただきたいというふうに考えるわけです。その点についてまたお考えがあれば、聞かせていただきたいと思います。

○野口博委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 財産区につきましては、議員も十分ご承知の内容がありまして、非常に難しいところございます。そもそものところから申しますと長いんですけども、やっぱり地方自治法の中でその地域に財産を残すという非常に特例的、特異的な形をとったというところに、やはりいろんな問題点の生じるところ。地域の住民、もともとの住民の方にとっては、これは我々の財産である。新住民の方にとっては公共の物ではないか。この意識の齟齬と言いますか、こういったものから発生する問題というのも多々あるかと思えます。これは各地でいろんな財産区の財産に対する問題として発生する原因の一つかと思えます。今、お尋ねの中で、当然、我々は法律の中でしっかり管理をしていくわけですが、はっきりしているもの、これは当然管理はできます。ただ、実は、今、委員ご指摘のように、実質は地域のものであるが、個人がお持ちのもの、これは多々ございます。それをなかなか市の方から手を出していくということはできないというのもまた事実でございます。

それともう1点、このはっきりしていない理由、本来財産区に移管すべきものであったのが、当時、多分、地元の地域の方々は、これは我々のもので市に渡さないということをお考えになったんだと思えます。それによって個人で持とうと

いう部分もございます。こういったことを考えましたら、なかなか我々が手を出して、これは実質公共のものであるから、これを公共のために、市のために使ってください。また市の財産ですよということを強く申し上げることはできないということもございます。私たち今言えることは、こういう財産、特に市の財産でないもの。ないけども実質的に公共的に使われているものについては、当然、今までどおりの管理をしていただきながら、ご相談を地元の方にも当然、そういう先ほど申されましたが、監査されるなり、一定のしほりをかけていただくことも大事ですし、またそういう相続等の問題についても、市の方にもご相談いただきたいなと思っております。現実にご相談をいただいて何件か解決してきている経緯もございますので、こういったことで今後ともそういう地域のお持ちの財産、また財産区の財産については、適正な管理をしていきたいですし、また市の方としましても調整なり、これに労を惜しむつもりはございませんので、今後とも管理についてはやっていきたいと考えております。

○野口博委員長 奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、味舌上財産区の方から20パーセントの一般会計の繰出金をいただいております。そのことについて答弁が漏れておりましたので、私の方から答弁させていただきたいと思っております。

それぞれ財産区には、過去の歴史の積み重ねがございます。そういう財産区の住民の方々については、やはり旧来からの共同財産であるとかこういう意識はやはり根強く残っております。その中で役員さんの意向によりまして非常に左右される項目でございます。味舌上財産区につ

きましては、一般会計に応援してあげようということで、20パーセントの繰出金をいただいております。他の財産区についてはそういうことの提案がございませんが、ご意見を参考に、いろいろ機会ありましたら、そんなことも各財産区の役員さんにもお話をしていきたいというふうには思っております。

○野口博委員長 山本委員。

○山本善信委員 ちょっと今、総務部長の方で解釈、私間違っているのか知りませんが、20パーセント事務費として財産運用収入の方からしているという話ですね。それはそれでよくわかるんですけど、例えば預金利息として一種の財産運用収入、運用とは言いますけれども、利息となって入ってきている分について、当然、20パーセントの事務費として市の方の一般会計の方に繰り出しされることになっているのと違うか、今のご答弁ではちょっとそれがいいようなお話なんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

ただ、この利息分の話は、今、貸し借りの話については、その辺のことを考えながらやっていたということになるんでしょうか。その辺ちょっと今のお話ではそうになってない。それ以前の話でやっぱり20パーセントの話について、事務費として当然そういう形に入る話にならざるを得ないんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○野口博委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 ちょっと答弁があやふやになったかと思えますけど、本市の場合は2割を一般会計に繰り出させていただくということで、これ決まっている話です。ですから、何があっても2割いただくということになっております。

ただ、一方で、財産区財産の利息ですけども、今までこれを金額的なものもあつ

たんですけども、2割の繰り出しを行ってきていないという事実が一方でございます。本来の趣旨から言いますと、これの2割を出してきてないということが適正な運営なのかと言われましたら、若干疑義のあるところでございますので、これをちょっと検討させていただきたいというふうに思います。そうでないちょっと全体の整合性がとれないのではないかなと考えますので、ご指摘を受けとめさせていただいて、ちょっと改善について考えたいと思います。

○野口博委員長 山本委員。

○山本善信委員 現実の問題として、実際にこの予算を運営するに当たっての話として、そういう形で事が運んでいるということについて、それに異議を唱えて20パーセント一般会計に繰り入れるとか、何とかいうことを言っているつもりは毛頭ないんです。これはちょっと誤解のないようにしていただきたいと思うんですが。ただ、そういう形で例えば池が処分されたときに、確実に2割は必ずその事務費として一般会計の方に繰り入れているということは当然あるわけで、だから利息に関してそういうことでないということであれば、利息は利息の特殊な事情があるという解釈でやられるのかどうかということなのかと思いますけれども、その辺はちょっと私の方もわかりませんから、今までやっておられたことについて、問題があるなんて言ったら大変なことです。そんなことはないと思いますので、それはそれとして判断していただけたらというふうに思いますけども。要はそういう形で少しでもこの会計の運営に当たって、市の方が潤うということと同時に、財産区そのものについてそういった事業なり、何なりする上で、やっぱりよく判断できるように関係の皆

さんにも、これからも見守っていただきたいというふうにはお願いはしておきます。

○野口博委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 申しわけございません。利息についても20パーセントという今までやってきたのは間違っているところの答弁がちょっと中途半端で申しわけないです。

これは、補助金というか、財産区財産については、摂津市の補助金交付規定の中の第2条において定められております。この文言の第2条の中に、元部落有財産の売却及び賃貸借処分（以下処分）に係る収入については、その処分総額の80パーセント以内を当該部落に還元することができるという当時の規定がございます。これに基づきましてやっておりますので、それを今現在は賃貸借にかかわる部分というのは、味舌上財産区しかございませんので、これについて2割を繰り入れをさせていただいているということでございますので、若干、私の答弁が不明確でございました。利息の繰出の部分は、違うということを再度ご答弁させていただいて終わらせていただきます。

○野口博委員長 以上で質疑終わります。暫時休憩します。

（午前11時58分 休憩）

（午後 1時 再開）

○野口博委員長 再開します。

議案第19号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

三好委員。

○三好義治委員 それでは、議案第19号について質問させていただきたいというふうに思います。

この条例につきまして、先の平成21年度一般会計予算で一部ご質問させていただきましたが、今回、条例改正とい

うこともあり、改めて質問させていただきたいと思います。

まず、今回の摂津市職員の厚生制度に関する条例と一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、先にも話しましたように、大阪府市町村職員互助会が廃止になるということの中で、厚生制度に移行していくということの条例として解釈しております。

その中で、今回出てきておりますのが、第1条の改正につきましては4条、5条、6条、7条の部分で互助会の廃止という部分が出ております。摂津市職員の厚生制度に関する条例を見ますと、第3条で互助共済事業と厚生施設の管理運営事業というのが中に載っておりまして、これまでの背景の中では厚生施設の管理運営事業については、財団法人大阪府市町村職員互助会の中で共同して事業を行っていったんですが、今回、互助会が廃止になって、そういった厚生会における今の互助共済事業、現時点でどういったものが残っているかという点をお聞かせいただきたいのと、先般は、今後協議をしていきたいというご答弁いただきましたが、今の予定では、この共済事業で今日まで行っていた共済組合や健康保険組合との関連についてもお聞かせいただきたいというふうに思っております。

第2条で、これは一般職の職員の給与に関する条例の第12条の2各号を次のように改めるという条文があるんですが、これにつきましては第12条の2の各号については、すべてが改正されるということになっておりまして、これも厚生会の会員の会費を徴収していく部分に限られてきますけども、第4項で第3項に掲げるものほか市長が適当と認めるという部分について、どういったものが想定されるのか、お聞かせいただきたいという

ふうに思います。

○野口博委員長 山本課長。

○山本人事課長 まず1点目の大阪府市町村職員互助会解散に伴う本市厚生会事業の今後の予定でございますが、委員お問いの共済組合、健保組合に一定引き継がれるものがあるという概要だけは情報としては入っておるんですが、詳細につきましては、まだ担当者説明会がないということで、今現在、詳細については持ち合わせていないのが現状でございます。

ただ、昨年来からの案でいきますと、健康管理事業であるとか、個人給付にかかわる以外の分については、なるべく引き継ぎをしていきたいというふうな説明を受けております。そういう関係で申しますと、現在、厚生会で実施している事業につきましては、今後とも継続して実施していく考えでございますが、各市の中で個人給付に関して監査請求であったり、訴訟であったりということがやはり起こっております。その個人給付については、やはり一定、整理をしていく必要があるのかなということで、今、厚生会のメンバーでございます職員団体、職員組合側と我々市人事事務局で協議をしている段階でございます。

現時点は、協議をしている段階でございます。今週もまた日程を取りまして、厚生会の今後について双方で話し合っていく予定をいたしております。

続きまして、互助会解散に伴いまして、一般職の職員の給与に関する条例も改正がございます。第12条につきましては、全文改正させていただきます。その4号に前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるものということで、具体にはどのようなことを想定しているんだということでございますが、旧条例といいますか、現条例の第4号に職員が勤務する

ため使用する交通機関のうち、市長の必要と認めるものの定期代で職員の控除を希望する額と。今、該当者はいないんですけども、場合によりましては定期相当分を現物支給をいたしまして、そういう現物支給をした職員につきましては、その分を給与の中から天引きさせていただくというような条文でございます。これ以外、今どのようなものがあるのかというのは、なかなか具体例はお答えしにくいんですが、こういう想定できないものが今後起こるのではないかとということで、この4条を市長が適当と認めるという文言に変更させていただいたということでございます。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 その厚生会制度に関する条例で職員の福利厚生について充実していくことについては、我々異議はないんですが、再度申し上げますけど、もともと大阪府市町村職員互助会がお手盛り支給をしていた部分が市民の目線から見たときにいかなるものであるかということの中で、大阪府市町村職員互助会が廃止になったと。それともう一つは、健康保険組合並びに共済組合、こういった部分がそれぞれ重複していた部分があるやろうというようなことから、こういう制度の廃止になったというふうに理解しております。

今後、組合と協議していく折にも、今、課長からご答弁ありましたように、個人給付という部分については、十分精査をしていただいて、他市の福利厚生関係と民間と比較して、劣らないような制度づくりをしていただいたらというふうに思っております。その中で今後の展開で本市独自ではなかなか取り組めない部分があると思うんですが、今の共済組合事業と健康保険事業が一定やっぱりまだ重なっ

ている部分があるんですね。大阪府市町村で見ますと、それぞれが単独でなっておりますけど、政令指定都市を一部しかまだ見ておりませんが、政令指定都市を見たときに、共済組合と健康保険組合がもう既に統一をされて、それなりの活動をしているという、今一方での動きもあります。そういう点についてでも一定の期間におきましては、そういった提言も本市から言っていくのもいいんじゃないかなとこういう考えを持っておりますので、その点はよろしく願いいたします。

これは要望にしておきます。

次の第12条の2各号を次のように改めるということで、4項ともすべて改正されているんですが、改正されているのは、いわゆる1号と4号であって、2号、3号というのは文言整理だけなんですよね。特に2号なんかは全く変わっていないような部分であって、条例改正のときにこういった分やったら号の中の一部改正部分だけでもよかったん違うかなという感を持っております。

今後、こういった改正のところにはその時代時代にあった改正も必要だと思いますが、そういった改正の折には、そういったことを十分注意していただくということをお願い申し上げて、質問を終わります。

○野口博委員長 ほかに質疑ございますか。

三宅委員。

○三宅秀明委員 この議案第19号の第1条中、摂津市職員の厚生制度に関する条例第7条で、この条例の施行に際し、必要な事項は市長が定めるから、規則でとなっておるんですけども、この市長がというところから規則でと変更になったことによるのは、どういった内容の変化があるのでしょうか。この1点をお伺

いいいたします。

○野口博委員長 山本課長。

○山本人事課長 条例改正を行う際に、文言の整理を同時にさせていただく場合がございます。第7条でございますが、こういう市長が定めるという文言については、原則的に規則で定めるというふうに変更させていただいているところでございます。

現時点、厚生制度に関する条例につきまして、市長は特に起案決済でやっている場合はございませんので、今回、改めて規則で新たに何か設けるといことはございませんが、文言の整理の一部であるということでご理解をいただけたらと思います。

○野口博委員長 ほかに質疑ございませんか。

以上で質疑を終わります。

次に、議案第20号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

三好委員。

○三好義治委員 それでは、議案第20号について質問させていただきたいと思っております。

第15条では住宅手当の改正がされております。第20条につきましては、職員のそれぞれの時間単価等々が改正されているというふうに思っております。

それと、第27条につきましては、臨時的任用職員等の給与の額を定めているということでございます。

条文の中で、まず第15条でお聞きしたい部分、解釈がなかなかわかりづらい部分がありまして、15条の3第1項第2号で現在の条文でいきますと、当該職員の所有に係る住宅（規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。）この含むの次に、そのあとのうち、当該職員、その他規則

で定めるものによって新築され、または購入された住宅であって、当該新築、または購入の日から起算して5年を経過していないものを括弧の次に加えていくという条文になってくるわけですね。その折に2,000円を今まで住宅手当として加算されていた分を今回、削除していくというところの解釈の仕方なんです、その当該職員の所有にかかわる住宅、その次に定められている住宅手当の追加という第15条の3第2項第1号と15条の3第2項第2号の部分ですね。この部分のかかわりがどうかというのがもう一つ、理解しにくいので、改めて説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、第20条で勤務1時間当たりの給与額はという部分からそれぞれ地域手当の月額合計額2,000円を加算して得た額に1.2を乗じてという条文があるんですが、その中で地域手当が記載されているのは第15条の2項で、地域手当はこの条例の適用を受ける職員に支給するという条文があります。いろいろ気になるのが、この地域手当がもともと調整手当10パーセントから6パーセントに下がった分で、なぜこの摂津市が近隣市に比べて6パーセントしかないんだというご質問をさせていただき、それぞれ議会としても意見書も出させていただいた経緯があるんですが、ただ、この地域手当の算出基準が見てみますと、第15条の2の2項で算出基準が給料プラス扶養手当及び管理職手当を入れた月額の合計にその100分の6を乗じてという項が非常に気になりまして。本来、期末手当並びに退職手当等々の基準というのは、算出根拠というのは給料プラス扶養手当プラス住宅手当等々に乗じた額と定められているんですが、この地域手当、いろいろ全国的に見ますと、国の基準が

ら見たときに、この地域手当については算出根拠が給料プラス給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額というような基準にはなっておりまして、管理職手当をここに入れてくるというのは、本来適切なかどうかというところをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、もう一方での第27条でこれまでの条文からいきますと、予算の範囲内で市長が別に定めるという条文でございました。今回の条文を見ますと、非常勤職員等ですけれども、1か月に39万1,000円、最高額の給与が支給されるというふうに受けとめているんですが、今の非常勤職員等の給与額というのがどういうふうな基準になっておったのか、伺わせていただきたいというふうに思っております。これによってどれくらいの変動幅があるのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○野口博委員長 山本課長。

○山本人事課長 まず1点目の住居手当に関する改正でございますが、この改正につきましては、平成18年度の給与構造改革の際に、国制度を上回っているところについて、一定、職員労働組合と協議をし、確認書を交わしたところでございます。

住居手当に関しましても、若干、国制度より上回っているところがありました。しかしながら一気に制度を改正すると、職員全体の混乱も起こすのかという確認の中から、3年間の経過措置をつくりまして、制度を改正していこうということになったものでございます。

今回の改正で、住居手当につきましては、持ち家の方の住居手当につきましては、国制度に全くイコールになるような制度に改正するものでございます。

国制度とは持ち家の方の国制度とはい

かなるものかと申しますと、新築等その職員が世帯主であって、当該住居を新築または購入した日から起算して、5年内のみ月額2,500円をお支払いするというのが国制度でございます。この改正案の第13条の3につきまして、第1項の2号または2項のところでございますが、具体的には新築等の職員の持ち家に対して、5年間のみ住居手当を支給するというような内容でございます。

ですから、今現在、持ち家の方であっても、3,000円を支給いたしておりますが、もし今現在で5年以上たっている方があれば、4月時点では住居手当はゼロになるというような改正でございます。

続きまして、第20条の関連で、地域手当に管理職が含まれているということでございますが、我々基本的には国公準拠で給与の改定をしていきたいという基本的な考え方を持っております。

国の方の職員さんの地域手当におきましては、その算出に月額の給料、並びに俸給の特別調整額の月額、プラス扶養手当の月額と。プラス専門スタッフの特別調整手当の月額となっておりますが、本市につきましては本給部分と扶養手当部分、管理職手当部分の3つを足して、6パーセントの地域手当を支給しております。国のその特別調整額というものはいかなるものかと申しますと、本項の特別調整額というのは、管理または監督の地位にある職員が占める職務ないし職責の特殊性という点に着目して支給される給与であるという文言になっております。

本市に関しまして、管理職手当という手当に相当するものであるということで理解をいたしております。

また、近隣、特に北摂他の6市を見ましても、同様の手法で地域手当を算出して

いるというような状況でございます。

続きまして、27条関連でございますが、臨時職員並びに非常勤職員の給料でございます。この非常勤職員のボーナス等に関して、訴訟等が起こっております。その判例と言いますか、裁判所からの通知文を見ますと、条例の中に臨時職員、非常勤職員の月額給料の限度額を入れるべきではないかというその判例を見まして、我々そう解釈いたしました。やはり給与条例主義ということでございますので、臨時職員、または非常勤職員の方でもあっても、その条例内に月額の限度額を入れていこうというような改正でございます。

39万1,200円という額でございますが、先ほど申しましたように、ボーナス部分について訴訟等で支払いについてはいかがなものかというような判決が出ている状況でございます。その関係上、我々といたしましては、現在、規則におきまして、特別加給金という名前をつけておりますが、ボーナス相当に当たる部分について廃止をしていこうということで、またこれも労働組合の方ともお話をいたしております。

その廃止をする際に、やはり年間支払いベースは当然同じ方がお仕事をいただいておりますので、一定の保障をとというのが組合側としての意見でございます。そのような中でやはりボーナス部分は今までお仕事をいただいておりますので、我々としても加給金と名称はなくなりますが、何らかの形で残していくべきではないかという考えのもとで、その分と月給を合わせまして、年間トータル合わせてボーナスを廃止する中で、月給に付加するというようなことを検討いたしました。

その関係上、月額、今現在想定してお

ります職員の限度額でまいりますと、33万円程度になろうかなと。ただ、非常勤の方も忙しい時期によりましては、時間外も若干生じたりしております。そのような関係で39万1,200円を限度とさせていただいたと。この39万1,000円はどこから持ってきたかと申しますと、やはり何らかの数字、根拠のある数字ということで考えまして、一般職の職員の給与に関する条例に別表がございます。その別表内の4級の101号級、その給与表の4級の最高限度額の数字を当てはめた次第でございます。

ボーナスがなくなる関係で、ボーナスなしで39万1,200円をボーナスなりに換算いたしますと、約28万4,510円になろうかなという想定をいたしております。限度額をやはり条例の中に入れていくというのが、やはり今の各方面からの流れでございますし、その中でいろんな協議の結果、このような状況になっているということでございます。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 住居手当の関係では、今回の新築の住居で5年以内の分について国制度に基づいての改正というのはわかりましたけども、ただ、これまで国制度を上回っている、上回っていたという部分が非常に気になるところでございまして、まず新築の部分については改正がされたけども、例えば、15条の3第2項の賃貸の部分も含めて、非常に解釈の仕方がわかりにくいんですね。例えば、こっちの勝手な解釈ですが、その月額1万5,000円を超える家賃を払っている職員は家賃の月額から1万5,000円を控除した額の2分の1の限度額1万6,000円、例えば今の賃貸住宅でわかりやすく言えば7万5,000円の賃貸住宅を借りておけば、1万5,000

円を控除されて、6万円残ってきます。その割を2の3万円が本来2分の1ですけれども、それに対して1万6,000円が限度額。プラス1万1,000円。ということは2万7,000円の手当てになってくるわけですね。この分については国基準と比べてどうであるのかという部分について改めてお聞かせいただきたいと。

今の私が言った算出根拠に算出の仕方に万が一間違いがあったら、改めて訂正をお願いしたいというふうに思いますが、この見方というのはそういう見方であるのではないのかなと。家賃補助2万7,000円というのが、まずは生活保護世帯とか、いろんなことも含めたときに、その適正な額であるのかどうかということをお聞かせいただきたいというふうに思っております。

それと、第20条の時間単価での地域手当だけに絞って質問しておったんですが、本来、ここの解釈もなかなか難しいのが、勤務1時間当たりの給与額の算出という項があって、それぞれの地域の手当の云々出てくるんですが、まず給料の考え方として、勤務時間1時間当たりという部分の算出というのは日給月給の考え方、もしくは、アルバイト賃金の考え方のような感がいたしまして、この部分は一般職員の給与条例にも入っているので、ここは改めて質問していきたいというふうに思いますが、今の地域手当の考え方で給料プラス扶養手当プラス管理職手当の管理職手当、北摂はそういうことになってるかもわかりませんが、改めて全国的に一度調べられたらどうかなというふうに一方では思っています。今持っている資料からいきますと、他府県の部分を見ますと、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に地域手当率を掛

けていくと。今のものの考え方で特別調整額というのが本市においては管理職手当というふうに解釈しているみたいなんですが、組合員に対するその理解というのが十分いとられているのかという分です。管理職手当というのは昨年、額が上がりまして、それぞれその休日、もしくは残業してでも残業手当もつかない。公休出勤手当もつかない。その中で管理職手当を増額されたのが一つの理由と、もう一つはマネジメント能力を高めていただきたいというこういった理由の中で管理職手当が引き上げられまして、私どもとしては、その私だけかもわかりませんが、地域手当の根拠になっているというのが、今回改めて見させていただいて、初めてわかったところでございまして、管理職手当一番最高額でもらっている方が8万円だったというふうに思いますね。それに対して地域手当6パーセント掛けると4,800円。言うならば、4,800円上がった額になります。8万円に上がった方については、当初から見ますと3万5,000円アップになっていると思うんですが、それだけでいくと約2,000円にアップになっているという見えない部分での手当がアップしているというふうにしか私どもとれないわけでございますね。だから、その管理職手当が地域手当の中に入っているという分について、改めて当局の考え方についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

もう一方で第27条についてですが、その関連で現在、退職して再任用されている方で年金受給者の方がちょうど切れるぎりぎりの給与ではないかなと思っておりますね。その中で、一方で考えなければならないのは、年金受給額とこの再任用の額による合算の給与という部分をど

ういう認識をされているのかなというのが非常に気になりました。今回の部分が4級の方々の給与なみになされているというふうに思うんですが、もう一方では再任用の方、これは長年、勤務をされているから、ベテラン選手でまだ一線で働ける方で、もう一方での非常勤並びに契約社員と比較するのはいかがなものかなと思うんですが、そこらの賃金格差を考えたときに、こういったところがどうであるかというのが非常に気になります。ですから、年金併用型の方々についても同じような考えでおられるのかどうかと、その他の非常勤職員との賃金格差についてご答弁いただきたいなとこのように思います。

○野口博委員長 山本課長。

○山本人事課長 すみません。賃貸の部分のご説明が漏れておりまして、申しわけございませんでした。

賃貸の部分につきましては、現時点、上限、今、委員が計算していただいた手法で我々としても、我々と同じ考え方であるということですが、現時点、いろいろ計算をいたしまして、上限2万9,000円になっております。それが4月からは上限2万7,000円になっているということで、国制度に準拠するようになったということでございます。

続きまして、地域手当のところでございますが、国について特別調整額、本市に想定いたしますと、管理職手当に相当するのではないかと我々は考えております。その中で本市の地域手当についても管理職手当を足した分を地域手当として算出をいたしております。

本市も同じような考え方でいっておるんですけども、やはり国の方も特別調整額、もしその職員がお休みになられて1カ月丸々お休みになられたときは、当然

その分は地域手当には算出しないということになっております。本市も同様な考えで、どの職階でありましても病欠等々で1カ月お休みなられる場合は、各種その職階に応じた手当については、当然お支払いしないと。我々としては、ここでそういう考え方になっておりますので、管理監督者に当たりましては、土曜日であっても、日曜日であっても、他課の応援で出勤いたしましても、時間外手当は一切支給しないという方針で行っております。

その関係が本市で申します管理職手当であり、またその管理職手当を地域手当に上乘せする考えはその辺の全体的な中での考えではないかというふうに考えております。

続きまして、再任用の方と非常勤職員の方々の関係でございますが、再任用の方におかれましては、再任用の職員でありまして、一般職の職員、正規職員という考え方を持っております。ただ、給与につきまして、昇給制度がない制度でいかしていただいております。基本的に週5日出勤していただく再任用職員の本給につきましては、21万4,600円ということになっております。

ただし、手当等が一部支給され、通勤手当等の手当が一部支給され、また、期末勤勉手当も60歳までの方よりは若干率は少ないですが、支給されるというような形になっております。

また、皆さん、週5日でおいでになりますと、年金をいただく側でなく、共済年金を掛ける側になりますので、どうしてもその関係で本来もらえるであろう共済年金が支給されない。また支給されてもごく一部であるというような状況になると聞いております。その中で週4日を希望される方がいらっしゃいます。週4日

になりますと、掛けていただく年金が厚生年金になりますので、その辺の関係で年金の一部を受給され、また本市から給与をお支払いするというような形になります。

再任用職員の方と今回、改正させていただきます非常勤職員のところでございますが、やはり考え方といたしまして、再任用職員はやはり正規職員であるということと、非常勤職員におかれましては、今までお支払いしてきた分を当然、今後ともいろんな改正がございますが、基本的には年収ベースで増額をお支払いしていくという基本的な考え方がございます。

今回の改正におきまして、今までの予算額が膨大に膨らむのか、少なくなるのかというところでございますが、基本的には現時点、年収ベースでお支払いしているベースは下回らないという改正で職員組合とも協議をし、ほぼ決着を見ているところでございます。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 2点、確認をさせていただきますんですが、その住居手当について今回、新築の分については国基準に対して見直しをしていったと。国基準に合わせたということは1回目の質問で理解できました。

今の賃貸住宅について、これまでの最高額2万9,000円が2,000円減額になって2万7,000円にしますという部分と3年間で段階的に減額していくという冒頭のご答弁からしますと、まだ2万7,000円というのは国基準より上回っているという理解をしているんですが、先ほどの課長の答弁は国基準に見合う額に持っていったと。この辺についてどうであるのかという分の中で、今、国基準はそれならば幾らになっているん

やということを改めてご答弁いただきたいというふうに思います。

もう一方では、管理職手当、地域手当から管理職手当にちょっと幅が広がったんですけど、その管理職手当の考え方で管理職手当を支給するのに長期にわたっての休暇・病欠なんかがあった場合に、管理職手当が支給されないという部分の長期にわたるという解釈の仕方ですね。私らは、この管理職手当てというのは、もちろん有給休暇もあるんですから、その分の中での範囲が長期にわたるその病欠等々のことを今、ご答弁なされたのか、どの程度の休暇なのか、この解釈によってはその管理職手当の意味合いというのは、大幅に変わってきますので、これについてのご答弁をお願いしたいというふうに思います。

○野口博委員長 公室長。

○寺田市長公室長 私の方から答弁をさせていただきますので、足りない分は人事の方から答弁をさせていただきます。

まず最初の住居手当、非常にややこしいので、これ過去を含めてちょっとご説明を申し上げます。といいますのは、昭和50年代から給与是正ということで、地方の職員のラスパイレス指数が国を上回っていると。その是正をやらなきゃならないということで、これは横におられる副市長を含めて徹夜の連続の交渉をやってきました。その中で相当な削減を行ったんですが、そこで組合、これは摂津だけやなしに、府下各地がその見返りというんですかね、わずかの見返りなんですが、住居手当に積んだという経過があります。それが7,000円を積んだと。そのときの持ち家は2,500円だったので、7,000円を積んで9,500円。持ち家でない方は1,500円だったので、それに7,000円を積んで8,500

0円。その他賃貸の方については、賃貸の今言っております負担額ですね。市が出す負担額に7,000円をプラスをした。すべての職員にそういうことをやると。そういうことが今日、許されない状況であるので是正をしようということで、これは平成19年度から3年間をかけて減らしていこうということで、19年度はただいま言いました現行の持ち家の9,500円の方は6,000円にする。20年度は3,000円にする。21年度はゼロにする。ただし、国の方では新築住居で世帯主の場合は2,500円、これは5年間に限って、新築して5年間に限り2,500円支払われていると。その制度はもうけようということで、これによりまして、国と基準が一緒になったと。ただ、もう一つ、賃貸の方が賃貸の補助に対してプラス7,000円払っていたことがありますので、これについては19年度は4,000円の加算、20年度は2,000円の加算、21年度はゼロにするということで、これは純粋な賃貸の補助のみになってプラスアルファはしないということになったわけであります。

それともう一つの地域手当の管理職手当も含めるかどうかということで、先ほど人事の方から答弁申し上げました国の特別調整額というのは、国家公務員を適用されておりまして、これについては特別調整額表というのがございまして、この上限が最高号級の給与月額ですね。その100分の25を超えないで調整額を定めていると。そうしますと、最高号級が例えば50万円とすると、その調整額が12万5,000円、その部分については先ほど人事が言いましたように、我々の管理職手当に相当する部分である。それぞれの号級に応じて調整額をかけて

いくということで、これは管理職に相当する額であるので、という解釈で各自治体で退職手当を含めていると。我々については調整額というのはございませぬので、これは管理職手当に変わるべきものだろうということで行っております。先ほどのご質問の中で、全国的に国がそうであっても、各自治体でそういう管理職手当を含めているかというご質問については、今後、一度、府下だけでなしに、ちょっと調べてみたいというふうには考えておるところでございます。

○野口博委員長 山本課長。

○山本人事課長 説明が不適切で申しわけございませんでした。

賃貸の職員につきましても、先ほど公室長が申しましたように、国基準に準じて、限度額を2万7,000円と。国も限度額が2万7,000円でございます。

先ほどの地域手当について管理職手当と特別調整額との関係でございますが、やはり地域手当にこの分を国が入れているというのは、やはり先ほど申しましたように職員が、特に管理職員が土日なり、晩遅く出勤をしてその業務に当たっての一般職で申します時間外手当というのが一切支給されませぬので、それは管理職手当プラスその分を乗せた地域手当に含まれていると。その分でマネジメント能力をどんどん上げていくようにということではないかというふうに理解をしております。

また、先ほど職員がお休みをした場合、そういう管理職手当等々支払っていないということでございますが、月の初日から月末まで、丸1カ月、何らかの形でお休みをなされた場合については、どの職員であっても役付手当なり、管理職手当については、お支払いをしていないということでございます。

また、病欠等になりますと、期間によりまして本給の10割なり、場合によっては8割なりということでございますので、ただし丸々私傷病等々でお休みになった方の管理職手当なり役付手当につきましては、お支払いをしていないというような状況でございます。

○野口博委員長 ございませんか。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時44分 休憩)

(午後1時48分 再開)

○野口博委員長 再開します。

これから討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 討論なしと認めます。

採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第5号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第10号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定

いたしました。

議案第20号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第30号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午後1時50分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

総務常任委員長 野口 博

総務常任委員 三宅 秀明